

食品中の残留農薬

食品中に残留する農薬などが、人の健康に害を及ぼすことのないよう、厚生労働省は、全ての農薬、飼料添加物、動物用医薬品について、残留基準を設定しています。

残留基準は、食品安全委員会が人が摂取しても安全と評価した量の範囲で、食品ごとに設定されています。農薬などが、基準値を超えて残留する食品の販売、輸入などは、食品衛生法により、禁止されています（いわゆる「ポジティブリスト制度」）。

農薬が基準を超えて残留することのないよう、農林水産省が、残留基準に沿って、農薬取締法により使用基準を設定しています。また、食品の輸入時には、検疫所において、残留農薬の検査等を行っています。

- [残留農薬基準値](#)
- [農産物等の食品分類表](#)
- [ポジティブリスト制度についてのパンフレット](#)
- [ポジティブリスト制度について\(Q&A\)](#)
- [農薬の基礎知識（農林水産省HPへリンク）](#)